

第35期

定時株主総会



招集ご通知



開催日時

2024年3月28日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

東京都新宿区新宿四丁目1番6号
JR新宿ミライナタワー19階
トレンドマイクロ株式会社
自社会議室

- 株主総会ご出席株主様へのお土産の配布はございません。
- 昨年と開催場所を変更しておりますのでご注意ください。
- ライブ配信を実施いたします。詳細は3頁をご覧ください。
- 会社法の改正による電子提供制度の施行に伴い、従前書面でお送りしていた株主総会資料をウェブサイトに掲載して提供しております。環境への配慮等も踏まえ、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【以下のウェブサイトから株主総会資料全体をご覧ください】
<https://www.go-tm.jp/invite>



議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
配当金額：1株につき738円
支払開始日：2024年3月29日（金）
- 第2号議案 取締役6名選任の件（全員再任）
候補者名：チャン ミン ジャン/エバ・チェン/
根岸マヘンドラ/大三川彰彦/
古賀哲夫/徳岡晃一郎
- 第3号議案 監査役2名選任の件（いずれも新任）
候補者名：定免賢一郎/船本美和子
- 第4号議案 取締役の報酬等（ストック・オプションとしての新株予約権）改定の件
- 第5号議案 取締役に対して付与した新株予約権の内容の一部変更等の件
- 第6号議案 当社従業員等に対して付与した新株予約権の内容の一部変更の件

議決権行使期限

2024年3月27日（水曜日）
午後5時30分まで

トレンドマイクロ株式会社

証券コード：4704

(証券コード 4704)
2024年3月6日
(電子提供措置の開始日2024年2月29日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿四丁目1番6号
JR新宿ミライナタワー
トレンドマイクロ株式会社
代表取締役社長 エバ・チェン

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.go-tm.jp/invite>



また、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※東証上場会社情報サービスのトップページからは、簡易検索で[トレンドマイクロ]または[4704]を入力・検索し、当社の[基本情報]、[縦覧書類/PR情報]、[株主総会招集通知/株主総会資料]の[情報を閲覧する場合はこちら]よりご確認くださいませ。

当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、後記「電磁的方法(インターネット等)による議決権行使について」(5頁)をご参照のうえ、2024年3月27日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー19階
トレンドマイクロ株式会社 自社会議室

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布はございません。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第35期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 取締役の報酬等(ストック・オプションとしての新株予約権)改定の件
第5号議案 取締役に対して付与した新株予約権の内容の一部変更等の件
第6号議案 当社従業員等に対して付与した新株予約権の内容の一部変更の件

4. その他株主総会招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合には限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

<ライブ配信および事前質問受付のご案内>

- ・株主総会の様子をご視聴いただけるよう、ライブ配信を実施します。また事前質問を受け付けます。詳しくは2024年3月6日発送の招集ご通知の封書に同封される別紙をご覧ください。
- ・ご来場株主様のプライバシーには十分配慮し、役員席付近のみの映像とさせていただきますが、会場都合によりご来場株主様が映り込んでしまう場合があります。予めご了承ください。
- ・ライブ配信をご視聴いただく株主様は株主総会に「出席」をするものではなく、株主総会中に議決権の行使、ご質問および動議の提出をすることはできません。

<送付内容について>

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、『会社の体制および方針』、『連結注記表』および『個別注記表』を記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

<修正時のご案内>

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席の場合



株主総会日時 **2024年3月28日(木曜日)午前10時開催**
(受付開始は午前9時を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会にご欠席の場合



インターネット等により行使される場合 [詳細につきましては次頁をご覧ください。](#)

行使期限 **2024年3月27日(水曜日)午後5時30分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

 議決権行使ウェブサイト：
<https://evote.tr.mufg.jp/>



書面(郵送)にて行使される場合

行使期限 **2024年3月27日(水曜日)午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

当社は、書面(議決権行使書用紙の郵送)よりもインターネット等により議決権を行使することをお勧めしております。インターネット行使により削減された郵送料相当分を当社から桜ライン311※に寄付させていただきます。

※桜ライン311<<https://www.sakura-line311.org/>>は東日本大震災で発生した津波の最大到達地点に桜を植樹し、津波の記憶を伝え残すために活動されている認定特定非営利活動法人であり、当社も植樹ボランティア活動等のご支援をさせていただいております。

! 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の**3日前まで**に議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認のうえ、パソコン、スマートフォンまたはタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



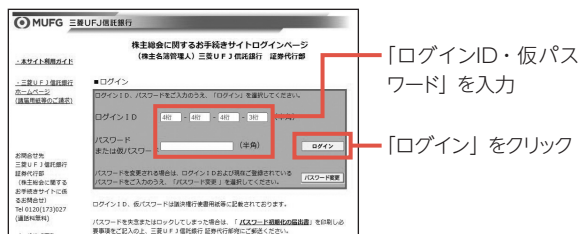
- 2 以降は画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



- 3 以降は画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

ご注意事項

- ▶ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- ▶ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

- ▶ 当社は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

以上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

かねてより当社は保有キャッシュ水準の適切化を図ることを検討してまいりましたが、当社グループが現在株主還元できうる最大限度額は約1,400億円であるとの判断に至り、この額を早期に還元いたします。還元手法については、当期2023年12月期の期末配当と次期2024年12月期に行う予定の自己株式取得との組み合わせを通じて行ってまいります。

上記方針に基づき、当期の期末配当においては、1株につき通常の普通配当金56円(配当性向70%)に一時的な特別配当金682円を加え、下記のとおり1株につき738円とさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項

およびその総額

当社普通株式1株につき 738円

総額 100,117,395,126円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

〈取締役候補者一覧〉

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位および担当
1	再任 チャン ミン ジャン	男性 代表取締役会長
2	再任 エバ・チェン	女性 代表取締役社長 当社グループCEO
3	再任 ^{ねぎ} 根岸 マヘンドラ (マヘンドラ・ネギ)	男性 代表取締役副社長 当社グループCFO 指名・報酬諮問委員会委員
4	再任 ^{おおみかわ} 大三川 ^{あき} 彰 ^{ひこ} 彦	男性 取締役副社長 日本地域担当
5	再任 こが てつ お 古 賀 哲 夫	社外取締役 独立役員 男性 取締役 指名・報酬諮問委員会委員
6	再任 とく おか こういちろう 徳 岡 晃一郎	社外取締役 独立役員 男性 取締役 指名・報酬諮問委員会委員長

候補者番号

1

チャン ミン ジャン

(1954年11月5日生)
満69歳

再任

男性

保有する当社の株式数
5,367,000株

取締役会への出席状況
100%(10回/10回)

略歴ならびに当社における地位および担当

1988年12月 Trend Micro Incorporated(米国)社長
1995年12月 当社代表取締役
1997年3月 当社代表取締役社長
2005年1月 当社代表取締役会長(現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

チャン ミン ジャン氏は、創業より長年にわたり当社グループのCEOを務め、現在は当社会長として経営に携わり当社グループの業務・経営全般を熟知しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

エバ・チェン

(1959年2月23日生)
満65歳

再任

女性

保有する当社の株式数
1,449,000株
(※)

取締役会への出席状況
90%(9回/10回)

略歴ならびに当社における地位および担当

1989年5月 Trend Micro Incorporated(台湾)入社
1995年12月 当社監査役
1997年8月 当社取締役技術開発部門統括責任者
2002年3月 当社取締役当社グループCTO
2005年1月 当社代表取締役社長当社グループCEO(現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

エバ・チェン氏は、チャン ミン ジャン氏とともに当社グループを創業し、長年にわたりCTOとして研究開発部門を率い、また2005年からは当社グループのCEOを務め当社グループの業務・経営全般を熟知しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。

(※)エバ・チェン氏は、株主名簿上は当社株式を保有しておりませんが、保有株式数にはBPSA FOR BPCAL PLEDGED BY 891412 CYFの名義で保有している株式数を実質所有株式数として記載しております。

候補者番号

3

ね ぎ
根岸 マヘンドラ
(マヘンドラ・ネギ)

(1960年3月9日生)
満64歳

再 任

男 性

保有する当社の株式数

169,000株

取締役会への出席状況

100%(10回/10回)

略歴ならびに当社における地位および担当

1995年 9月 メリルリンチ証券会社(現BofA証券株式会社)入社
2000年 6月 アイピートレンド株式会社代表取締役
2001年 2月 当社管理本部長
2001年 3月 当社取締役財務経理部門担当
2002年 3月 当社代表取締役当社グループCFO
2006年 1月 当社代表取締役当社グループCOO兼CFO
2012年 3月 当社代表取締役副社長当社グループCOO兼CFO
2014年 3月 当社代表取締役副社長当社グループCFO(現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

根岸マヘンドラ氏は、銀行や証券会社などで従事した経験を有しており、また当社入社後は長年にわたり当社グループのCFOを務め当社グループの業務・経営全般を熟知しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

おおみかわ
大三川 彰彦

(1959年2月24日生)
満65歳

再任

男性

保有する当社の株式数

4,000株

取締役会への出席状況

90%(9回/10回)

略歴ならびに当社における地位および担当

1982年 4月 日本デジタルイクイップメント株式会社(現日本ヒューレット・パッカード株式会社)入社
1992年 12月 マイクロソフト株式会社(現日本マイクロソフト株式会社)入社
2000年 5月 同社執行役員ビジネスインターネット事業部長
2003年 2月 当社入社 日本地域セールス&マーケティング統括本部長
2003年 5月 当社執行役員
2007年 4月 当社上席執行役員日本地域担当兼グローバルサービスビジネスジェネラルマネージャー
2008年 3月 当社取締役日本地域担当兼グローバルサービスビジネスジェネラルマネージャー兼グローバルコンシューマビジネスジェネラルマネージャー
2010年 2月 当社取締役日本地域担当兼アジア・ラテンアメリカ地域営業推進担当兼グローバルマーケティング統括本部統括本部長
2012年 3月 当社取締役副社長日本地域担当兼アジア・ラテンアメリカ地域営業推進担当兼グローバルマーケティング統括本部統括本部長
2013年 1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当兼アジア地域営業推進担当
2014年 1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当
2016年 1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当兼IoT事業推進本部本部長
2020年 1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当兼グローバルIoTビジネス担当
2023年 1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバルIoTビジネス担当
2024年 1月 当社取締役副社長日本地域担当(現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

大三川彰彦氏は、複数のIT関連企業における営業部門での豊富な経験を有しており、当社入社後は日本地域を中心とした営業担当取締役としてその手腕を発揮しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	5	こ 古 賀 哲 夫	(1948年3月2日生) 満76歳	再任	社外取締役
				男性	独立役員

保有する当社の株式数
0株

取締役会への出席状況
100%(10回/10回)

略歴ならびに当社における地位および担当

1971年 4月	日本電信電話公社(現日本電信電話株式会社)入社
2005年 6月	東日本電信電話株式会社代表取締役副社長
2009年 6月	同社退社
2009年 6月	エヌ・ティ・ティ ラーニングシステムズ株式会社(現株式会社NTT ExCパートナー)代表取締役社長
2013年 6月	同社退社
2013年11月	株式会社ヒト・コミュニケーションズ社外取締役
2015年 6月	株式会社朝日ネット社外取締役(監査等委員)(現任)
2017年 3月	当社取締役(現任)
2019年 3月	株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

株式会社朝日ネット 社外取締役(監査等委員)
株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

古賀哲夫氏は、東日本電信電話株式会社の代表取締役副社長を務めた経験を有しており、また現在は他の上場会社における社外取締役を複数務めるなど、実業界において豊富な経験を有しておりますことから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに、経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待しております。また、選任後も引き続き指名・報酬諮問委員会の委員を委嘱する予定です。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

候補者番号

6

とく おか こういちろう
徳 岡 晃一郎

(1957年6月19日生)
満66歳

再任	社外取締役
男性	独立役員

保有する当社の株式数

100株

取締役会への出席状況

100%(8回/8回)

略歴ならびに当社における地位および担当

1980年4月 日産自動車株式会社入社
1999年9月 フライシュマン・ヒラード・ジャパン株式会社入社
2006年4月 多摩大学大学院教授
2017年6月 株式会社ライフシフト代表取締役会長
2023年3月 当社取締役(現任)
2023年4月 多摩大学大学院名誉教授(現任)
2023年12月 株式会社ライフシフト会長(現任)

重要な兼職の状況

多摩大学大学院 名誉教授
株式会社ライフシフト 会長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

徳岡晃一郎氏は、現在、多摩大学大学院の名誉教授であるとともに、自ら創業した株式会社ライフシフトの代表取締役会長を務めていたことから、人材開発に関する高い専門性に基づく見地や、企業経営の経験などから取締役会の審議において適宜助言や提言を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は当社の社外取締役として、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を、適切に遂行いただくことを期待しており、また、選任後も引き続き指名・報酬諮問委員会の委員長を委嘱する予定です。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古賀哲夫氏および徳岡晃一郎氏は会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
3. 当社は古賀哲夫氏および徳岡晃一郎氏を、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。
4. 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性および社外取締役候補者との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性について
- ①古賀哲夫氏および徳岡晃一郎氏は、当社または当社子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
- ②古賀哲夫氏および徳岡晃一郎氏は、現在または過去10年間に於いて、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。
- ③古賀哲夫氏および徳岡晃一郎氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④古賀哲夫氏および徳岡晃一郎氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑤古賀哲夫氏は当社の取引先のひとつである東日本電信電話株式会社の出身者であります。退任から14年以上が経過しており、現在は同社の業務執行には携わっておりません。同社と当社との当社製品・サービスに関する当期の取引額は当社の連結売上高の1%未満であります。
- (2) 社外取締役候補者との責任限定契約について
- 古賀哲夫氏および徳岡晃一郎氏は、当社との間で当社定款に基づき、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大なる過失がないときは、金1,600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約であります。なお、両氏が再任された場合には、当該契約が引き続き効力を有するものと定められております。
5. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
- 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、2024年3月31日に当該保険契約を更新する予定であります。なお、当該契約の概要等は事業報告の「会社役員に関する事項」に記載のとおりです。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役亀岡保夫氏および藤田浩司氏は、任期途中ではありますが、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

〈監査役候補者一覧〉

候補者 番号		氏 名	現在の当社における地位
1	新任	じょう めん けんいちろう 定 免 賢一郎	社外監査役 独立役員 男性
2	新任	ふな もと みわこ 船 本 美和子	社外監査役 独立役員 女性

候補者番号	1	じょう めん けんいちろう 定 免 賢一郎	(1970年10月18日生) 満53歳	新任	社外監査役
				男性	独立役員

保有する当社の株式数
0株

略歴および当社における地位

1996年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所
1999年4月 公認会計士登録
2000年9月 大光監査法人入所
2021年7月 大光監査法人代表社員(現任)

重要な兼職の状況

大光監査法人 代表社員

社外監査役候補者とした理由

定免賢一郎氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、主に公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づき、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っていただくなど、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役候補者としていたしました。

候補者番号	2	ふな もと みわ こ 船 本 美和子	(1979年7月30日生) 満44歳	新任	社外監査役
				女性	独立役員

保有する当社の株式数
0株

略歴および当社における地位

2014年2月 東京弁護士会登録
リソルテ総合法律事務所入所
2019年6月 株式会社浅沼組社外取締役(現任)
2020年1月 虎ノ門第一法律事務所入所
2022年2月 虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士(現任)
2023年3月 株式会社カーセブンデジフィールド社外監査役(現任)
2023年6月 AZ-COM丸和ホールディングス株式会社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

虎ノ門第一法律事務所 パートナー弁護士
株式会社浅沼組 社外取締役
株式会社カーセブンデジフィールド 社外監査役
AZ-COM丸和ホールディングス株式会社 社外取締役

社外監査役候補者とした理由

船本美和子氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、主に弁護士としての専門的な知識・経験等に基づき、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っていただくなど、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役候補者としていたしました。

-
- (注) 1. 当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者全員は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 当社は定免賢一郎氏および船本美和子氏の選任が承認された場合、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届出をする予定です。
4. 社外監査役候補者の独立性および社外監査役候補者との責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者の独立性について
- ①社外監査役候補者全員は、当社または当社子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
- ②社外監査役候補者全員は、現在または過去10年間において、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。
- ③社外監査役候補者全員は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④社外監査役候補者全員は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (2) 社外監査役候補者との責任限定契約について
- 定免賢一郎氏および船本美和子氏の選任が承認された場合、当社との間で当社定款に基づき、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結する予定であります。その予定する契約内容の概要は、次のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、常勤の社外監査役については金1,000万円および非常勤の社外監査役については金480万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約であります。
5. 監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
- 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規程に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、2024年3月31日に当該保険契約を更新する予定であります。なお、当該契約の概要等は事業報告の「会社役員に関する事項」に記載のとおりです。

役員スキルマトリックス一覧表

各取締役候補者および監査役候補者、ならびにご参考までに現監査役2名に特に期待する分野を下記の一覧表に2つまで記載しております。なお、各自の有するすべての経験を表すものではございません。各候補者の略歴等に記載の「候補者とした理由」も併せてご覧ください。

	候補者番号	氏名	候補者に特に期待する分野、専門性						
			企業経営	技術・研究開発	営業・マーケティング	財務会計	法律	学識経験者(専門分野)	人材開発
取締役	1	チャン ミン ジャン	○	○					
	2	エバ・チェン	○	○					
	3	根岸 マヘンドラ (マヘンドラ・ネギ)				○			○
	4	大三川 彰彦	○		○				
	5	古賀 哲夫	○		○				
	6	徳岡 晃一郎						○	○
監査役	-	千歩 優				○			
	-	長谷川 文男				○			
	1	定免 賢一郎				○			
	2	船本 美和子					○		

【第4号議案から第6号議案に係る新株予約権の内容変更に関するご説明】

当社は、下記の対象者に今後付与される新株予約権、および対象者が既に保有している新株予約権に関し、今後行われる剰余金の配当のうち、特別配当等の額（普通配当を除く部分に係る普通株式1株当たりの剰余金の配当の額）の額により行使価額を調整できるように、第4号議案から第6号議案において、「各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の変更を付議します。各議案の内容のご説明に先立ち、改定内容の概要についてご説明いたします。

ご承認いただきたい「各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の変更の算式は以下のとおりであり、株主還元とストック・オプションとしての新株予約権の付与の目的を両立させるために、特別配当等の額による新株予約権の行使価額の調整ができるよう変更を行うものです。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} - 1\text{株当たりの特別配当等の額}$$

各議案において変更をご承認いただきたい、新株予約権を保有する対象者および対象となる新株予約権は以下のとおりです。

議案	対象者	対象となる新株予約権
第4号議案 取締役の報酬等（ストック・オプションとしての新株予約権）改定の件	取締役 （社外取締役を除く）	今後新たに付与する新株予約権
第5号議案 取締役に対して付与した新株予約権の内容の一部変更等の件	取締役 （社外取締役を除く）	既発行かつ対象者が保有中の新株予約権
第6号議案 当社従業員等に対して付与した新株予約権の内容の一部変更の件	当社の従業員並びに子会社の取締役及び子会社の従業員	既発行かつ対象者が保有中の新株予約権

詳細につきましては、次頁以降の各議案の内容をご確認くださいませようお願いします。

（ご参考）新株予約権の行使に伴う希薄化率について

既発行の新株予約権の残高および発行済株式総数に対する割合は、2023年12月31日現在以下のとおりとなっております。なお、各回の新株予約権の状況は事業報告において記載のとおりです。

既発行の新株予約権の残高合計 4,226,200株（発行済株式総数に対する割合 3.00%）

第4号議案 取締役の報酬等（ストック・オプションとしての新株予約権）改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年3月27日開催の第29期定時株主総会において、ストック・オプションのための報酬等およびリテンション・プランのための報酬等を含むものとして年額10億円以内（うち社外取締役分は年額200万円以内）とご承認いただくとともに、うちストック・オプションのための報酬等については、2021年3月25日開催の第32期定時株主総会において、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号、第71号）の施行に伴う改定についてご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当該定時株主総会においてご承認いただいた取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権の内容のうち、「各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」を変更し、取締役（社外取締役を除く）に今後新たに付与する新株予約権に関し、今後行われる剰余金の配当のうち、特別配当等の額（普通配当を除く部分に係る普通株式1株当たりの剰余金の配当の額）により行使価額を調整できるよう、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

<変更の理由>

当社は、2023年12月期の期末配当について第1号議案においてご説明したとおりの方針をとり、また2023年11月9日開催の取締役会において決議し、同日付で開示しておりますとおり、2024年12月期以降の株主還元の基本方針として、事業成長に必要な投資をしたうえで発生する純利益については、内部留保することなく期末配当や翌期の自己株式取得を通じて全額還元することを基本方針とすることといたしました。

また、ストック・オプションとしての新株予約権の付与は当社の取締役をはじめとする対象者に対し、当社の株価と対象者の受ける利益とを連動させることにより、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した事業展開を強化し株主価値を高めることを目的としています。

しかしながら、一般的に期末配当への期待値が高い会社においては、剰余金の配当の基準日以降に相当程度株価が下落する傾向にあり、本下落はストック・オプションとしての新株予約権の目的と相反する面があるものと考えます。

そこで、本議案による改定は、株主還元とストック・オプションとしての新株予約権の付与の目的を両立させつつ、行使価額の極端な低下を防ぐために、剰余金の配当の額のうち、特別配当等の額による行使価額の調整ができるよう変更を行うものであり、本議案をご承認いただいた場合でも、事業報告に記載した当社の取締役の報酬等の決定方針を変更することは予定しておりませんが（但し、本議案をご承認いただいたことを踏まえた形式的な調整を行います。）、本議案の内容は、当該方針に照らして相当であると判断しております。

変更の内容は次頁以降のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p><省略></p> <p>3.(4)各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とする（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値。）。</p> <p>なお、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使および当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、</p>	<p><現行どおり></p> <p>3.(4)各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とする（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値。）。</p> <p>なお、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使および当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p>「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p><新設></p> <p>また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。</p> <p><省略></p>	<p>「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>また、新株予約権の割当日後、当社が以下に定める配当を実施する場合(但し、当該配当に係る基準日が新株予約権の割合日後に到来するものに限る。)には、次の算式(以下、「特別配当等による行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{1株当たりの特別配当等の額}}$ <p>「1株当たりの特別配当等の額」とは、<u>当社の行う剰余金の配当のうち、普通配当を除く部分に係る普通株式1株当たりの剰余金の配当の額をいい、「普通配当」とは、剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度の連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益(但し、必要に応じて、事業の譲渡又は譲受け等による損益をはじめとする非経常的な損益を加味する場合がある。)の70%に相当する額を基礎とし、会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議において普通配当と位置付けられたものをいう。なお、配当による行使価額の調整は、会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降にこれを適用する。また、特別配当等による行使価額調整式により算出された調整後行使価額が0または負の数値となった場合、調整後行使価額は1円とする。</u></p> <p>また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。</p> <p><現行どおり></p>

第5号議案 取締役に対して付与した新株予約権の内容の一部変更等の件

第4号議案と同様の理由により、2018年3月27日開催の第29期定時株主総会及び2021年3月25日開催の第32期定時株主総会における決議に基づきこれまで当社の取締役に対して報酬等として付与した新株予約権について、今後行われる剰余金の配当のうち、特別配当等の額（普通配当を除く部分に係る普通株式1株当たりの剰余金の配当の額。第1号議案の剰余金の配当のうち特別配当部分を含む。）により行使価額を調整できるよう、既に当社取締役が保有している新株予約権の内容のうち、「各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の変更のご承認をお願いするものであります。

本議案の対象となる取締役は3名となります。また、本議案による内容の一部変更は、新株予約権者にとって有利な条件への変更となりますが、第4号議案と同様の理由により、必要かつ相当であると判断しております。

なお、取締役に対して付与した新株予約権の内容の一部変更の対象となる既発行の新株予約権は次のとおりであります（2023年12月31日現在）。

対象となる既発行の新株予約権	対象となる個数及び株数	
トレンドマイクロ株式会社2019年新株予約権 (第37回インセンティブプラン)	450個	45,000株
トレンドマイクロ株式会社2020年新株予約権 (第38回インセンティブプラン)	1,500個	150,000株
トレンドマイクロ株式会社2020年新株予約権 (第39回インセンティブプラン)	825個	82,500株
トレンドマイクロ株式会社2021年新株予約権 (第40回インセンティブプラン)	900個	90,000株
トレンドマイクロ株式会社2022年新株予約権 (第41回インセンティブプラン)	900個	90,000株
トレンドマイクロ株式会社2023年新株予約権 (第42回インセンティブプラン)	900個	90,000株

変更の内容は次頁のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p><省略> 3.(4)各新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額又はその算定方法 <省略> <新設></p> <p>また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当 社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場 合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で 行使価額の調整を行うことができるものとする。</p> <p><省略></p>	<p><現行どおり> 3.(4)各新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額又はその算定方法 <現行どおり></p> <p>また、2024年3月28日以降、当社が以下に定め る配当を実施する場合には、次の算式（以下、「特 別配当等による行使価額調整式」という。）により 行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端 数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{1株当たりの特別配当等の額}}$ <p>「1株当たりの特別配当等の額」とは、当社の行 う剰余金の配当のうち、普通配当を除く部分に係る 普通株式1株当たりの剰余金の配当の額をいい、「普 通配当」とは、剰余金の配当に係る基準日が属する 事業年度の連結損益計算書における親会社株主に帰 属する当期純利益（但し、必要に応じて、事業の譲 渡又は譲受け等による損益をはじめとする非経常的 な損益を加味する場合がある。）の70%に相当する 額を基礎とし、会社法第454条または第459条に定 める剰余金の配当決議において普通配当と位置付け られたものをいう。なお、配当による行使価額の調 整は、会社法第454条または第459条に定める剰余 金の配当決議が行われた日の翌日以降にこれを適用 する。また、特別配当等による行使価額調整式によ り算出された調整後行使価額が0または負の数値と なった場合、調整後行使価額は1円とする。</p> <p>また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当 社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場 合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で 行使価額の調整を行うことができるものとする。</p> <p><現行どおり></p>

第6号議案 当社従業員等に対して付与した新株予約権の内容の一部変更の件

第4号議案と同様の理由により、当社の従業員並びに子会社の取締役及び子会社の従業員(以下、「当社従業員等」)に対して付与した新株予約権について、今後行われる剰余金の配当のうち、特別配当等の額(普通配当を除く部分に係る普通株式1株当たりの剰余金の配当の額。第1号議案の剰余金の配当のうち特別配当部分を含む。)により行使価額を調整できるよう、既に当社従業員等が保有している新株予約権の内容のうち、「各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の変更のご承認をお願いするものであります。

また、本議案による内容の一部変更は、新株予約権者にとって有利な条件への変更となりますが、第4号議案と同様の理由により、必要と判断しております。

なお、当社従業員等に対して付与した新株予約権の内容の一部変更の対象となる既発行の新株予約権は次のとおりであります(2023年12月31日現在)。

対象となる既発行の新株予約権	対象となる個数及び株数	
トレンドマイクロ株式会社2019年新株予約権 (第37回インセンティブプラン)	1,197個	119,700株
トレンドマイクロ株式会社2020年新株予約権 (第38回インセンティブプラン)	12,565個	1,256,500株
トレンドマイクロ株式会社2020年新株予約権 (第39回インセンティブプラン)	1,723個	172,300株
トレンドマイクロ株式会社2021年新株予約権 (第40回インセンティブプラン)	17,202個	1,720,200株
トレンドマイクロ株式会社2022年新株予約権 (第41回インセンティブプラン)	2,100個	210,000株
トレンドマイクロ株式会社2023年新株予約権 (第42回インセンティブプラン)	2,000個	200,000株

変更の内容は次頁のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p><省略> 3.(4)各新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額又はその算定方法 <省略> <新設></p> <p>また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当 社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場 合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で 行使価額の調整を行うことができるものとする。 <省略></p>	<p><現行どおり> 3.(4)各新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額又はその算定方法 <現行どおり> また、2024年3月28日以降、当社が以下に定め る配当を実施する場合には、次の算式（以下、「特 別配当等による行使価額調整式」という。）により 行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端 数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{1株当たりの特別配当等の額}}$ <p>「1株当たりの特別配当等の額」とは、当社の行 う剰余金の配当のうち、普通配当を除く部分に係る 普通株式1株当たりの剰余金の配当の額をいい、「普 通配当」とは、剰余金の配当に係る基準日が属する 事業年度の連結損益計算書における親会社株主に帰 属する当期純利益（但し、必要に応じて、事業の譲 渡又は譲受け等による損益をはじめとする非経常的 な損益を加味する場合がある。）の70%に相当する 額を基礎とし、会社法第454条または第459条に定 める剰余金の配当決議において普通配当と位置付け られたものをいう。なお、配当による行使価額の調 整は、会社法第454条または第459条に定める剰余 金の配当決議が行われた日の翌日以降にこれを適用 する。また、特別配当等による行使価額調整式によ り算出された調整後行使価額が0または負の数値と なった場合、調整後行使価額は1円とする。</p> <p>また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当 社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場 合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で 行使価額の調整を行うことができるものとする。 <現行どおり></p>

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)における世界経済は世界的な金融引き締めやそれに伴う為替変動、並びにインフレ、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による燃料輸入価格の上昇等の不透明感もあり、景気の先行きが懸念されるなか推移いたしました。

情報産業につきましては、生成AI(人工知能)が想定以上のスピードで台頭し、人々への認知を高めたAI元年ともいべき1年となりました。その一方で2024年の世界におけるIT支出額はサイバーセキュリティに対する投資がソフトウェア部門を牽引し、ITサービス部門の伸長と共に昨年対比8%増の5兆1,000億ドルと見込まれています。

セキュリティ業界におきましては、引き続き国家機関等を狙ったサイバー攻撃、企業の機密情報の漏洩の被害、暗号資産の流出等をはじめとする特定の企業や組織を狙う標的型攻撃や、ランサムウェア等のサイバー攻撃が目立った他、生成AIが及ぼす影響も懸念される中で一層セキュリティ意識が問われる風潮が高まっております。

このような環境下、当社グループの経営状況は、以下のようなものでありました。

日本地域につきましては、法人向けビジネスは当社の統合セキュリティプラットフォーム：Trend Vision One™(以下、Vision One)を背景に、SOC(セキュリティオペレーションセンター)向けオペレーションセキュリティが大きく伸長しました。ITインフラセキュリティは低調だったものの、クラウドオペレーションセキュリティが同地域の売上に大きく貢献しました。個人向けビジネスは引き続き携帯電話ショップでの販売が好調でしたが、PC向けセキュリティは低調でした。その結果、同地域の売上高は83,002百万円(前年同期比1.1%増)と増収となりました。

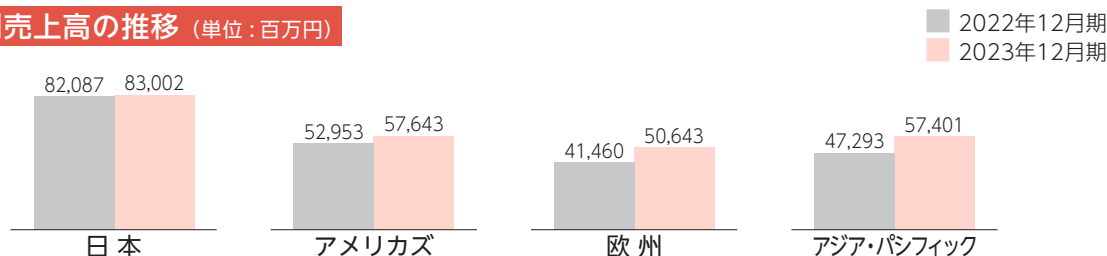
アメリカズ地域につきましては、企業向けビジネスにおいてSOCオペレーションセキュリティは伸長を見せたものの、クラウドオペレーション並びにITインフラセキュリティは低調でした。その他、過年度過少だった売上の調整や円安の影響もあり、その結果、同地域の売上高は57,643百万円(前年同期比8.9%増)と増収となりました。

欧州地域につきましては、特にSOCオペレーションセキュリティが全地域で最も伸長し、マネージドサービスも同地域の売上に貢献しました。加えて円安の影響もあり、その結果、同地域の売上高は50,643百万円(前年同期比22.1%増)と二桁増収となり全地域において最も高く伸長しました。

アジア・パシフィック地域につきましては企業向けビジネス全般において伸長しました。特にSOCオペレーションセキュリティが大きく貢献した他、ITインフラセキュリティやマネージドサービスも好調でした。地域的にはオーストラリア、中東、台湾が同地域の売上に牽引しました。加えて円安の影響も受け、その結果、同地域の売上高は57,401百万円(前年同期比21.4%増)と二桁増収となりました。

その結果、当社グループ全体の当連結会計年度における売上高は、248,691百万円(前年同期比11.1%増)と全地域で増収となりました。

地域別売上高の推移 (単位:百万円)



一方費用につきましては、円安影響も大きく受けた人件費やSaaSビジネス拡大に伴うクラウド利用コストの増加のほか、ハードウェア関連製品の販売増加に伴う原価増加等により、売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計費用は216,088百万円(前年同期比12.3%増)と増加し、当連結会計年度の営業利益は32,602百万円(前年同期比4.0%増)と増益となりました。

また、期初予想数値に対しては、売上高は概ね想定通りの結果となりました。一方、営業利益につきましては、費用面において外注費や人件費は当初想定を下回ったものの、ハードウェア関連製品原価やクラウドコストが当初想定以上になるなどの結果、若干下回ったものの概ね想定通りの結果となりました。

当連結会計年度の経常利益は受取利息の増加や有価証券売却益があったこと等により、36,181百万円(前年同期比5.9%増)と増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、昨年特別利益に計上した関係会社株式売却益がなくなったことや、退職給付費用を中心にリストラクチャリング関連費用を特別損失に計上したことに加え、連結子会社からの配当金支払を前提とする税負担の発生等により法人税等も増加したことなどにより、10,731百万円(前年同期比64.0%減)と大幅な減益となりました。

当社が重要な経営指標として意識しているPre-GAAP(繰延収益考慮前売上高)ベースの営業利益額は53,073

百万円となり、前年同期に比べ1,437百万円増加(前年同期比2.8%増)となりました。これは二桁成長したPre-GAAPが、円安影響で増加した人件費やSaaSビジネス拡大に伴うクラウド利用コストの増加などによる売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計費用の増加以上に大きかったことによるものです。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,178百万円であり、主要なものは新技術の開発、基幹業務の合理化に必要なサーバ、PC及び周辺機器等を取得しております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事実はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属するサイバーセキュリティ業界は、既存セキュリティベンダの他、国内外問わず他業種からのM&Aや新規参入なども多く、競争が活発となっております。当社グループにとってこのような業界再編や新しい競合企業の市場参入は流動的で今後の展開が読みにくく、市場競争を更に熾烈なものにすることと予想されます。

お客様環境においては、IT技術によってビジネスや生活の質を高めていくDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進が広まる中、クラウドの活用が引き続き拡大しております。それに伴い各種ソフトウェアにおいてもお客様が自らソフトウェアを「購入」するのではなく、クラウドを介してサービスとして「利用」するSaaS(ソフトウェア・アズ・ア・サービス)提供形態への移行が進んでおり、セキュリティサービス市場においてもSaaS型のソリューションの浸透は高まっています。

このような環境の変化を受け、法人個人を問わずインターネットやPCの利用者に被害を与えるサイバー攻撃は引き続き増大し、アタックサーフェス(攻撃対象領域)も多様化しています。法人のお客様においてはパソコンとサーバの監視などがメインだったかつてのセキュリティ対策とは違い、今日ではクラウドやVPN(仮想プライベートネットワーク)、IoT端末などの新技術も加わり複数レイヤに及ぶ複雑な対策を日々求められ、管理や運用の負荷は高まるばかりです。

こうした変化に伴い膨大なデータのやりとりやスピードを要する対応を求められているお客様の需要に応えるべく、サイバーセキュリティの在り方も迅速にそして柔軟に変化していかなくてはなりません。当社グループでは、広範囲のセキュリティ対策が日々求められる法人組織向けに統合セキュリティプラットフォーム：Vision Oneを中心とした幅広いセキュリティ製品及びサービスを展開し、高度なセキュリティと運用負荷軽減の両立の実現に努めております。

Vision Oneは、エンドポイント、サーバ、メール、クラウド、ネットワーク、IoTといった複数レイヤの各種SaaS型ソリューションを連携させ、それら各セキュリティ機能から収集した脅威や侵入の痕跡情報を相関的に分析することで、サイバー攻撃の全体像と対処すべき箇所を可視化するXDR機能を中心としたセキュリティプラットフォームです。当社グループは、より多くのお客様がVision Oneを通じて広範囲にわたるサイバー攻撃をより迅速に把握し、適切な対処を提供することでセキュリティオペレーションの生産性と効率の向上を図るため、SaaS型/オンプレミス型、両方の環境に対応するハイブリッド構成を展開し、さらに生成系AI技術を搭載することでセキュリティの専門知識が十分でない運用担当者を支援する他、Vision Oneを強化するためSOCオペレーションセキュリティソリューションを提供するAnlyz社を買収する等、今後もお客様の需要に応える機能の拡張や新技術の搭載を継続してまいります。

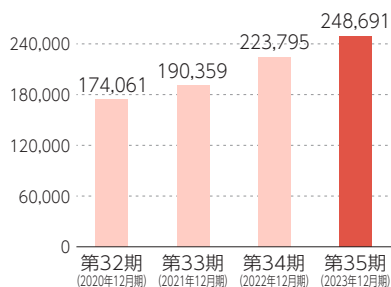
当社グループは常にお客様の必要とするソリューションを開発・提供し、Vision Oneを中心に、より付加価値の高いセキュリティを実現すると共に、安定的な財務基盤を維持しつつ継続的な成長を目指していきたくと考えております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

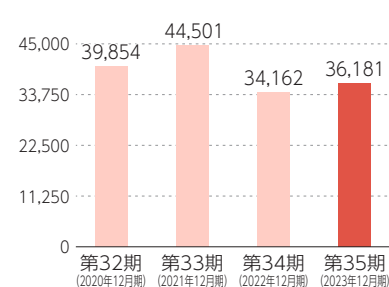
項目	年度	第 32 期 2020年12月期	第 33 期 2021年12月期	第 34 期 2022年12月期	第 35 期 2023年12月期
売上高 (百万円)		174,061	190,359	223,795	248,691
経常利益 (百万円)		39,854	44,501	34,162	36,181
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)		26,904	38,367	29,843	10,731
1株当たり当期純利益 (円)		193.39	275.20	213.59	78.45
総資産 (百万円)		376,701	420,457	470,799	492,628
純資産 (百万円)		189,360	221,434	228,679	214,423

[ご参考]

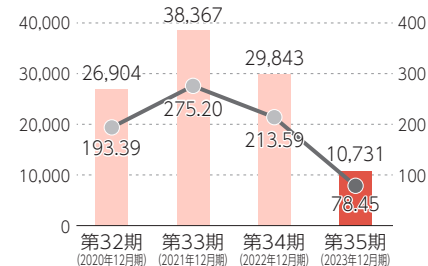
■ 売上高 (百万円)



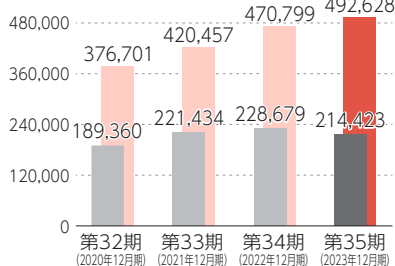
■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)
— 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)
■ 純資産 (百万円)



(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
Trend Micro Incorporated (台湾)	212,500,000 ニュー台湾ドル	100%	セキュリティ関連製品の開発業務等の受託
Trend Micro Incorporated (米国)	477,250.67 米ドル	100%	セキュリティ関連製品の開発・販売
Trend Micro Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)	150,000 豪ドル	100%	セキュリティ関連製品の開発・販売
Trend Micro (EMEA) Limited (アイルランド)	21,372,061.63 ユーロ	100%	セキュリティ関連製品の販売

- (注) 1. 連結決算の対象は、子会社及び関連会社であり、上記の重要な子会社4社を含む連結子会社40社、持分法適用関連会社2社であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

コンピュータ及びインターネット用セキュリティ関連ソフトウェアの開発・販売

(8) 主要な拠点等

本社 東京都新宿区
営業所 大阪営業所 (大阪市淀川区)
福岡営業所 (福岡市博多区)
名古屋営業所 (名古屋市中区)
海外子会社 Trend Micro Incorporated (台湾)
Trend Micro Incorporated (米国)
Trend Micro Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)
Trend Micro (EMEA) Limited (アイルランド)

(9) 従業員の状況

部門等の名称	従業員数(名)
販売部門	2,062
マーケティング部門	491
製品サポート部門	1,720
研究開発部門	2,390
管理部門	769
合計	7,432

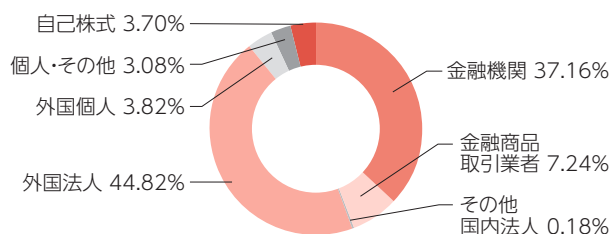
(10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当期(2023年12月期)の期末配当につきましては、第1号議案剰余金の処分の件に記載のとおり、普通配当金(配当性向70%)と、一時的な特別配当金とを併せるものでございます。2024年12月期以降の株主還元の基本方針としましては、当社グループは、事業成長に必要な投資をしたうえで発生する連結純利益について、内部留保することなく、親会社である当社へ速やかに集め、その期の当社単体分配可能額を期末配当(配当性向70%を目処)や翌期の自己株式取得を通じて全額還元することを基本方針といたします。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 250,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 135,660,427株
 (自己株式5,218,677株を除く。)
 (3) 株 主 数 11,071名

所有者別分布状況 (ご参考)



(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	32,873,000	24.23
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	14,256,107	10.50
VALUEACT CAPITAL MASTER FUND L.P.	8,384,600	6.18
張 明正	5,367,000	3.95
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	4,314,240	3.18
JPモルガン証券株式会社	3,407,831	2.51
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,958,434	2.18
BNYMSANV RE BNYMSANVDUB RE LEGAL (AND) GENERAL UCITS ETF PLC	2,857,966	2.10
日本証券金融株式会社	2,488,100	1.83
GOLDMAN,SACHS & CO.REG	2,300,450	1.69

(注)持株比率は、自己株式(5,218,677株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況

	第37回	第38回	第39回
発行決議日	2019年12月3日	2020年6月18日	2020年12月1日
区分	取締役(注)	取締役(注)	取締役(注)
保有者数	3名	3名	3名
新株予約権の数	450個	1,500個	825個
新株予約権の目的となる株式の数	45,000株	150,000株	82,500株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	5,790円	6,100円	5,750円
権利行使期限	2024年12月18日	2025年7月3日	2025年12月18日
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)
	第40回	第41回	第42回
発行決議日	2021年12月2日	2022年12月1日	2023年12月6日
区分	取締役(注)	取締役(注)	取締役(注)
保有者数	3名	3名	3名
新株予約権の数	900個	900個	900個
新株予約権の目的となる株式の数	90,000株	90,000株	90,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	6,620円	6,520円	8,026円
権利行使期限	2026年12月17日	2027年12月16日	2028年12月21日
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

(注)当事業年度末日において、社外取締役および監査役の保有する新株予約権はありません。

(別記)

新株予約権の主な行使の条件

- イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位(以下本項において「従前の地位」という。)にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。また、新株予約権者が当社の取締役または監査役でない場合に限り、新株予約権者が従前の地位を喪失した日からいつまで新株予約権を行使することができるか、会社が独自の裁量により決定することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。
- ハ. 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。

(2) 当社子会社取締役および従業員に対し、当事業年度中に交付した新株予約権の状況

	第42回
発行決議日	2023年12月6日
交付した当社子会社取締役および従業員（当社取締役および従業員を除く）	10名
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の数	200,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	8,026円
行使期間	自2023年12月22日 至2028年12月21日
新株予約権の行使の条件	(注)

(注)前記「(1)当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況」の別記と同内容となります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日における当社従業員ならびに当社子会社取締役および従業員の保有する新株予約権の状況

	第37回	第38回	第39回
発行決議日	2019年12月3日	2020年6月18日	2020年12月1日
区分	当社子会社取締役 および従業員	当社従業員ならびに 当社子会社取締役 および従業員	当社子会社取締役 および従業員
新株予約権の数	1,197個	12,565個	1,723個
新株予約権の目的となる株式の数	119,700株	1,256,500株	172,300株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	5,790円	6,100円	5,750円
権利行使期限	2024年12月18日	2025年7月3日	2025年12月18日
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)	(注)
	第40回	第41回	第42回
発行決議日	2021年12月2日	2022年12月1日	2023年12月6日
区分	当社従業員ならびに 当社子会社取締役 および従業員	当社子会社取締役 および従業員	当社子会社取締役 および従業員
新株予約権の数	17,202個	2,100個	2,000個
新株予約権の目的となる株式の数	1,720,200株	210,000株	200,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	6,620円	6,520円	8,026円
権利行使期限	2026年12月17日	2027年12月16日	2028年12月21日
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)	(注)

(注)前記「(1)当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況」の別記と同内容となります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2023年12月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
チャン ミン ジャン	代表取締役会長	
エバ・チェン	代表取締役社長	当社グループCEO
根岸マヘンドラ	代表取締役副社長	当社グループCFO
大三川 彰彦	取締役副社長	日本地域担当 兼グローバルIoTビジネス担当
古賀 哲夫	取締役	株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス 社外取締役 株式会社朝日ネット 社外取締役(監査等委員)
徳岡 晃一郎	取締役	多摩大学大学院名誉教授 株式会社ライフシフト会長
千歩 優	常勤監査役	
長谷川 文男	監査役	
亀岡 保夫	監査役	大光監査法人 会長
藤田 浩司	監査役	奥野総合法律事務所 パートナー弁護士 イリソ電子工業株式会社 社外取締役(監査等委員) 飯田グループホールディングス株式会社 社外監査役

- (注)1. 当社の役員は2023年12月31日現在、取締役6名、監査役4名の計10名であり、そのうち1名が女性、9名が男性で構成されています。なお当該女性の役員は、当社の代表取締役社長であります。
2. 2023年3月28日開催の第34期定時株主総会において、取締役徳岡晃一郎氏が新たに選任され就任いたしました。
3. 2023年3月28日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって、取締役野中郁次郎氏は任期満了により退任いたしました。
4. 取締役古賀哲夫氏および取締役徳岡晃一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役4名全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 監査役千歩優氏は長年に亘る経理、管理部門の経験により、監査役長谷川文男氏は長年に亘る財務、経理部門の経験により、監査役亀岡保夫氏は公認会計士の資格と経験により、また監査役藤田浩司氏は弁護士の資格と会社再建や企業法務に係る多くの経験により、いずれも財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大なる過失がないときは、社外取締役については金1,600万円、常勤の社外監査役については金1,000万円および非常勤の社外監査役については金480万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規程に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役および監査役ならびに当社および子会社の管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人数	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の額(百万円)			
			基本報酬 (注1)	業績(株価含む)連動型報酬		
				ストック・ オプション (注2)	キャッシュ・ファントム・ ユニットアワード (CPUアワード) タイムベース(TBS)(注3)	カンパニー パフォーマンス ボーナス(CPB) (注3)
取締役 (社外取締役を除く)	4	486	214	135	133	2
社外取締役	3	16	16	-	-	-
社外監査役	4	35	35	-	-	-

(注1) 一部シンガポール子会社からの支払いを含みます。

(注2) スtock・オプションに記載した報酬等の額は、Stock・オプション付与を目的として発行した新株予約権1個あたりの公正価値をブラック・ショールズ・プライシング・モデルに基づいて見積り、当事業年度中に会計上の費用として計上した額であり、実際に新株予約権を行使した際に得られる1個当たりの財産上の利益を表すものではありません。

(注3) CPUアワード(TBS)およびCPBの詳細は次頁以降をご参照ください。なおCPUアワードに記載した報酬等の額には、過去に付与され行使可能となっているパフォーマンスベース型CPUアワードの権利に発生する会計上の費用の額を一部含んでおります。

(5) 取締役の報酬等の決定方針

当社取締役に係る報酬の決定方針等については指名・報酬諮問委員会に諮問し、当該委員会で審議された内容を取締役会で決定しております。詳細は以下の通りです。

① 役員報酬の考え方と手続

取締役の報酬は中長期的な業績向上への貢献意欲を高めるため、個々の取締役の業務上の役割に応じて設計しております。特に業務執行取締役に関しては、報酬の過半を固定ではなく株価または業績に連動する変動制とすることで株主価値の増大および業績向上に責任を持つことを明確にしています。その報酬額等については、株主総会の承認を得た報酬等の額や内容の範囲内で、業績ならびに海外および日本の市場における報酬相場を鑑み、さらに社員の平均給与を考慮したうえで指名・報酬諮問委員会に諮問し、当該委員会で審議された内容を取締役会で決定するものとしております。なお、監査役の報酬に関しては株主総会の承認を得た報酬等の範囲内で基本報酬(固定)のみとし、個別の付与については監査役の協議に一任されております。

② 取締役報酬の内訳と割合

取締役の報酬は、株主総会において承認された内容に基づき、役員報酬の種類表記載の構成で付与されております。業務執行取締役(代表取締役社長、代表取締役副社長および取締役副社長)に関しては、(i)基本報酬、(ii)ストック・オプションおよび(iii)キャッシュ・ファントム・ユニットアワード(CPUアワード)を付与時の金額換算にして1:1:1となることを原則として、個々の取締役の業務上の役割に応じて設計しております。それらに加えて、社内取締役(業務執行取締役および代表取締役会長)には、基本報酬の内訳として加味していた業績連動要素の透明性を高めるため、確定型金銭報酬とは別に会社業績に応じた短期インセンティブ給与である(iv)カンパニーパフォーマンスボーナス(以下「CPB」)を追加することで、社内取締役が全社業績向上および方向性に責任を持つことを明確にします。

監督機能を担う代表取締役会長および社外取締役については、その職務に鑑み、代表取締役会長には(i)基本報酬および(iv)CPBを付与、社外取締役には(i)基本報酬のみ付与することとしています。

③ 株価または業績に連動する報酬について

社内取締役に対し、株価または業績に連動する報酬として(ii)ストック・オプション、(iii)CPUアワードおよび(iv)CPBを付与しております(代表取締役会長にはうちCPBのみ)。また、付与する理由(指標の選択理由)は以下の通りです。

(ii) ストック・オプション

通常型ストック・オプションとなります。権利を行使する時点で付与時よりも株価が上昇している場合に、権利行使価額と権利行使時の株価との差額を報酬として受け取ることができますので、当社の株価と報酬として受け取る利益とを連動させることにより、業務執行取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の利益を重視した業務展開を強化し、株主価値を高めることを目的としました。

(iii) CPUアワード

一定期間における当社普通株式の平均時価相当額を基礎として算出した額の、現金の支給を受ける権利を付与するものです。業務執行取締役が業績向上による株価上昇インセンティブのみならず株価下落局面におけるダウンサイドリスクについても株主と共有することで、株主への結果共有の透明性を高めることを目的としまし

た。

(iv)CPB

短期(6か月間)の会社業績に応じた現金賞与を付与するものです。プレGAAPマージンおよびサブスクリプション製品の年間経常収入のそれぞれの前年同期比成長率をパフォーマンス指標として選択することで、株主への結果共有の透明性を高めると同時に、社内取締役が全社業績向上および方向性に責任を持つことを明確にすることを目的としました。当社は現在プレGAAP(繰延収益考慮前売上高)ベースの営業利益額成長を重要な経営指標として意識しており、決算発表等にて株主・投資家の皆様にもプレGAAPベースの営業利益額を開示しております。当社のコストはこのプレGAAPの伸長を企図したものになりますが、そのコストには営業活動と直接連動しない買収にかかる無形資産減価償却費なども一部含まれておりますので、プレGAAPベースの営業利益額からそれら所定のコストを差し引いたプレGAAPマージンをパフォーマンス目標として選択することは、適切だと考えております。またあわせてサブスクリプション製品の年間経常収入をパフォーマンス指標として選択したことは、当社の戦略と合致するものであり適切だと考えております。

なお、当事業年度におけるCPBに係る指標の目標および実績については下記の通りでした。

指 標	目 標	上半期		目 標 達 成	下半期		目 標 達 成
		前年度 (2022年)	当事業年度 (2023年)		前年度 (2022年)	当事業年度 (2023年)	
プレGAAPマージン (百万円)	前年同期比増加額 ：5億円以上	24,174	20,951	未達成	32,003	38,537	達成
サブスクリプション 製品の年間経常収益 (百万USドル)	前年同期比成長率 ：13%以上	1,121	1,167	未達成	1,193	1,236	未達成

④取締役個人別の報酬等の決定に関する方針と決定方法

取締役の個別の報酬額については、株主総会の承認を得た報酬等の額や内容の範囲内で、業績ならびに海外および日本の市場における報酬相場を鑑み、さらに社員の平均給与を考慮したうえで指名・報酬諮問委員会に諮問し、当該委員会で審議された内容を取締役会で決定しております。具体的には、業務執行取締役は付与時の金額換算にして一人あたり150万USドル相当と同額とし、またグローバル幹部役職員(エグゼクティブ)上位者にも当該役員と近似額を付与する、としました。その理由は、エグゼクティブ上位者は当社取締役の後継者候補として取締役と同等の職務を担い、チーム一丸となって会社を運営しており、その結果の享受も結果責任も全員分け合うという考えからです。なお、代表取締役会長および社外取締役の個別の報酬額については、指名・報酬諮問委員会に諮問し、当該委員会で審議された内容を取締役会にて決定しております。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったこと、また、当社グループの運営体制を踏まえ相当であると判断しております。

⑤役員に対し報酬等を与える時期等

役員に対し報酬等を与える時期等はそれぞれ下記の通りです。

(i)基本報酬：取締役会にて決定した額を12か月間均等割にて付与

(ii)ストック・オプションおよび(iii)CPUアワード：取締役会にて決定した内容に基づき別途取締役と当社との契約にて諸条件を定めたとうえで付与

(iv)CPB：半期決算後目標が達成された場合、上半期分は8月、下半期分は翌年2月に付与

⑥株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬総額は、確定型、変動型およびその他の報酬の合計にて年額10億円(うち社外取締役分は年額20百万円以内)の範囲内で付与すると2015年3月26日開催の第29期定時株主総会において決議されております。当該決議がなされた時点においてその定めの対象とされた取締役は6名(うち社外取締役1名)で、現在も総数6名(うち社外取締役は2名に増加)に変更はありません。なおストック・オプションについては2021年3月25日開催の第32期定時株主総会、またCPUアワードについては2018年3月27日開催の第29期定時株主総会において決議された内容が最新となります。当該決議がなされた時点においてその定めの対象とされた取締役はストック・オプションについては、4名(社外取締役を除く)、CPUアワードについては、5名(社外取締役を除く)でした。

監査役の報酬に関しては2022年3月29日開催の第33期定時株主総会において承認された内容に基づき、基本報酬(固定)年額60百万円以内とし、個別の付与については監査役の協議に一任されております。当該決議がなされた時点においてその定めの対象とされた監査役は4名(すべて社外監査役)です。

⑦取締役の報酬等の額の決定過程における委員会の活動内容

当社は、取締役の選解任と取締役候補の指名、ならびに取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。構成メンバーは、委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役でなければならないとしております。また社外監査役についてもオブザーバという立場にて任意参加いただいております。なお、当該事業年度の第2回開催から徳岡晃一郎(社外取締役)が委員長を務めております。

各委員の出席率は、根岸マヘンドラ(代表取締役副社長)および古賀哲夫(社外取締役)は全4回、徳岡晃一郎(社外取締役)は取締役就任以降の全3回、野中郁次郎(社外取締役)は取締役任期中の全1回と、いずれも100%となります。

主な審議・報告内容等は以下のとおりです。

カテゴリ	項目	主な審議・報告内容等
報酬	取締役個別報酬	取締役個別報酬の内容の精査、変動要素についての検討
報酬	報酬サーベイ (国内、海外)	取締役報酬に関し、海外および国内におけるサーベイ結果の検討
指名	後継者計画	次の社内取締役の候補となるエグゼクティブメンバーおよびその後継育成計画の確認等
指名	スキルマトリックス	役員に求める経験・知見のスキルマトリックスの見直しの検討
指名	役員選任議案	機関投資家の役員選任ポリシーの確認および次期役員選任状況の確認
その他	情報共有	報酬および指名にかかる最新動向、機関投資家と代表取締役副社長のディスカッション内容等、各種情報共有

役員報酬の種類表

	種類	内容	対象役員	変動要素	インセンティブ	上限等
(i)	基本報酬	金銭	取締役 および 監査役	-	基本報酬	-
(ii)	ストック・オプション	新株予約権 (注2)	業務執行取締役	株価	・業績連動 (長期) ・株価上昇	280,000株/年
(iii)	キャッシュ・ファントム・ユニット アワード(CPUアワード) タイムベース (TBS) (注1)	金銭	業務執行取締役	株価	・業績連動 (長期) ・株価上昇	75,000株相当 数/年
(iv)	カンパニーパフォーマンスボーナス (CPB)	金銭	業務執行取締役 および 代表取締役会長	・プレGAAPマージン ・サブスクリプション製品 の年間経常収入	業績連動 (短期)	-
					総合計	取締役： 年額10億円以内 (うち社外取締役 は年額20百万円 以内) 監査役： 年額60百万円以内

(注1)CPUアワードとは、一定期間における当社普通株式の平均時価相当額を基礎として算出した額の現金の支給を受ける権利を付与するものであり、TBSとは権利付与後、一定期間ごとに行使が可能になるタイムベース型のCPUアワードです。

(注2)報酬額の換算にあたっては公正な評価額(ブラックショールズモデル)を利用しています。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における社外役員の主な活動状況

氏名 (地位)	取締役会および監査役会への出席および発言の状況 /社外取締役に果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要等
古賀 哲夫 (取締役)	取締役会は開催10回の全て(100%)に出席し、実業界における豊富な経験および知識から有益な助言・提言を行うなど、適切な経営判断および経営監督を行っております。また指名・報酬諮問委員会委員としては、開催4回の全て(100%)に出席し、企業経営の経験に基づき議論を行い、指名・報酬プロセスを適切に監督しております。
徳岡 晃一郎 (取締役)	取締役会は取締役就任後に開催された8回の全て(100%)に出席し、企業経営に関する高い専門性の見地から有益な助言・提言を行うなど、適切な経営判断および経営監督を行っております。また指名・報酬諮問委員会委員長としては、取締役就任後に開催された3回の全て(100%)に出席し、組織に関する専門的な視点から後継者計画の策定等に貢献しています。
千歩 優 (常勤監査役)	取締役会は開催10回の全て(100%)に、監査役会は開催13回の全て(100%)に出席し、長年に亘る経理、管理部門の経験に基づき、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。
長谷川 文男 (監査役)	取締役会は開催10回の全て(100%)に、監査役会は開催13回の全て(100%)に出席し、長年に亘る財務、管理部門の経験に基づき、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。
亀岡 保夫 (監査役)	取締役会は開催10回の全て(100%)に、監査役会は開催13回の全て(100%)に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。
藤田 浩司 (監査役)	取締役会は開催10回のうち9回(90%)に、監査役会は開催13回のうち12回(92.3%)に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	95百万円
ロ. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	113百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬とを区分しておらず、また実質的にも区分できないため、イ.の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち3社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、ISMAP情報セキュリティ監査にかかる業務を委託しております。

(4) 会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合のほか、職務遂行の状況等を勘案の上、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任または不再任を決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	388,885	流動負債	265,077
現金及び預金	247,856	支払手形及び買掛金	2,727
受取手形、売掛金及び契約資産	69,260	未払金	6,097
有価証券	51,170	未払費用	18,910
棚卸資産	6,662	未払法人税等	10,248
その他	14,271	賞与引当金	3,456
貸倒引当金	△335	繰延収益	211,532
		その他	12,104
固定資産	103,743	固定負債	13,127
有形固定資産	6,489	退職給付に係る負債	8,071
建物及び構築物（純額）	3,963	その他	5,055
工具、器具及び備品	2,499		
その他	25	負債合計	278,205
無形固定資産	31,883	〈純資産の部〉	
ソフトウェア	16,100	株主資本	170,558
のれん	3,662	資本金	19,855
その他	12,120	資本剰余金	28,239
投資その他の資産	65,369	利益剰余金	156,299
投資有価証券	16,908	自己株式	△33,836
関係会社株式	1,467	その他の包括利益累計額	41,440
繰延税金資産	44,380	その他有価証券評価差額金	396
その他	2,612	為替換算調整勘定	41,237
		退職給付に係る調整累計額	△194
資産合計	492,628	新株予約権	2,391
		非支配株主持分	33
		純資産合計	214,423
		負債・純資産合計	492,628

連結損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		248,691
売上原価		63,662
売上総利益		185,028
販売費及び一般管理費		152,426
営業利益		32,602
営業外収益		
業務受託手数料	194	
受取利息	5,845	
有価証券売却益	3,415	
その他	219	9,675
営業外費用		
持分法による投資損失	2,862	
有価証券売却損	1,236	
固定資産除却損	129	
為替差損	1,748	
その他	120	6,096
経常利益		36,181
特別損失		
退職給付費用	2,321	
リース解約損	607	
減損損失	451	
投資有価証券評価損	822	4,203
税金等調整前当期純利益		31,978
法人税、住民税及び事業税	19,723	
過年度法人税等	2,500	
法人税等調整額	△1,002	21,221
当期純利益		10,756
非支配株主に帰属する当期純利益		24
親会社株主に帰属する当期純利益		10,731

連結株主資本等変動計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,585	27,810	166,635	△10,291	203,738
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	270	270			540
剰余金の配当			△21,012		△21,012
親会社株主に帰属する当期純利益			10,731		10,731
自己株式の処分		159		1,454	1,613
自己株式の取得				△24,999	△24,999
連結範囲の変動			△54		△54
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	270	429	△10,335	△23,544	△33,180
当期末残高	19,855	28,239	156,299	△33,836	170,558

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	△1,477	24,392	122	23,037	1,884	18	228,679
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)							540
剰余金の配当							△21,012
親会社株主に帰属する当期純利益							10,731
自己株式の処分							1,613
自己株式の取得							△24,999
連結範囲の変動							△54
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,874	16,845	△316	18,402	507	14	18,924
当期変動額合計	1,874	16,845	△316	18,402	507	14	△14,255
当期末残高	396	41,237	△194	41,440	2,391	33	214,423

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	244,929	流動負債	119,640
現金及び預金	168,213	買掛金	1,469
売掛金	13,887	未払金	20,824
有価証券	17,682	未払費用	3
製品	419	未払法人税等	7,503
原材料	508	未払消費税等	1,378
貯蔵品	80	預り金	345
前払費用	313	賞与引当金	74
未収入金	15,192	繰延収益	64,731
関係会社短期貸付金	28,364	関係会社短期借入金	21,956
その他	267	その他	1,354
固定資産	66,424	固定負債	6,334
有形固定資産	1,512	長期未払金	2
建物	2,198	退職給付引当金	6,024
工具、器具及び備品	1,482	その他	307
減価償却累計額	△2,169	負債合計	125,975
無形固定資産	7,939	〈純資産の部〉	
ソフトウェア	7,496	株主資本	182,739
ソフトウェア仮勘定	375	資本金	19,855
その他	67	資本剰余金	26,391
投資その他の資産	56,972	資本準備金	22,577
投資有価証券	2,062	その他資本剰余金	3,814
関係会社株式	27,134	利益剰余金	170,327
敷金	914	利益準備金	20
繰延税金資産	26,861	その他利益剰余金	170,307
資産合計	311,354	繰越利益剰余金	170,307
		自己株式	△33,836
		評価・換算差額等	248
		その他有価証券評価差額金	248
		新株予約権	2,391
		純資産合計	185,378
		負債・純資産合計	311,354

損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
製品売上高	82,872	
ロイヤリティー収入	358	83,230
売上原価		28,990
売上総利益		54,240
販売費及び一般管理費		42,657
営業利益		11,582
営業外収益		
受取利息	0	
有価証券利息	190	
受取配当金	129,904	
その他	76	130,172
営業外費用		
為替差損	969	
固定資産除却損	58	
その他	48	1,075
経常利益		140,678
税引前当期純利益		140,678
法人税、住民税及び事業税	8,320	
過年度法人税等	2,500	
法人税等調整額	△1,722	9,099
当期純利益		131,579

株主資本等変動計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	19,585	22,307	3,655	20	59,739
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	270	270			
剰余金の配当					△21,012
当期純利益					131,579
自己株式の処分			159		
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	270	270	159	—	110,567
当期末残高	19,855	22,577	3,814	20	170,307

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△10,291	95,017	△34	1,886	96,868
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)		540			540
剰余金の配当		△21,012			△21,012
当期純利益		131,579			131,579
自己株式の処分	1,454	1,613			1,613
自己株式の取得	△24,999	△24,999			△24,999
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			283	504	787
当期変動額合計	△23,544	87,722	283	504	88,510
当期末残高	△33,836	182,739	248	2,391	185,378

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

トレンドマイクロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅谷 哲史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 義晃
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トレンドマイクロ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンドマイクロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

トレンドマイクロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅谷 哲史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 義晃
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トレンドマイクロ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、統括する取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、報告を受けるとともに子会社からも事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を我が国において監査業務を適切に遂行するために規定されている諸法令及び企業会計審議会が公表する諸基準等に従って品質管理システムを整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月14日

トレンドマイクロ株式会社 監査役会

常勤監査役	千 歩 優	㊞
監 査 役	長谷川 文 男	㊞
監 査 役	亀 岡 保 夫	㊞
監 査 役	藤 田 浩 司	㊞

(注) 監査役4名全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主メモ

事業年度	1月1日～12月31日
期末配当金受領株主確定日	12月31日
中間配当金受領株主確定日	6月30日
定時株主総会	毎年3月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711(通話料無料) 郵送先は以下の通りです。 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所 プライム市場
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL http://www.trendmicro.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

- 株主様の住所変更、配当金の振込みのご指定、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株主総会会場 ご案内図

日時 2024年3月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

会場 東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー19階
トレンドマイクロ株式会社 自社会議室



JR新宿ミライナタワーへのアクセス

1. JR新宿ミライナタワーオフィスの入口は2階です。

※隣接する商業施設2階からは入館できませんのでご注意ください。

2. 改札階（2階）の入口よりご入館いただき、エレベーターまたはエスカレーターで5階までお上がりください。

3. 5階オフィスロビーの中央エレベーター左手に設置しております「トレンドマイクロ株式会社株主総会受付カウンター」までお越しください。

交通

JR新宿駅ミライナタワー改札

都営新宿線・都営大江戸線・京王新線新宿駅より

東京メトロ副都心線新宿三丁目駅（E10出口）より

直結

徒歩約5分

徒歩約3分

昨年と会場を変更しておりますのでご注意ください。
株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



この印刷物は環境にやさしい「ベジタブルインキ」を使用しています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



FSC
www.fsc.org

ミックス

責任ある木質資源を使用した紙

FSC® C022915

電子提供措置の開始日2024年2月29日

第35期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

会社の体制および方針
連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(2023年1月1日から2023年12月31日)

トレンドマイクロ株式会社

会社の体制および方針

当社の取締役の業務の適正を確保するための体制の基本方針および当該体制の運用状況の概要

(1)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- i) 当社の取締役の職務執行に係る情報については、機密事項管理規程および機密事項管理運営細則ならびにその他の社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、当社の取締役および監査役が常時閲覧できる状態を維持する。その保存期間については、文書取扱規程に定める期間とする。
- ii) 情報システムに関わる情報の保護および保存は、情報セキュリティポリシー (Information Security Policy) の定めるところによる。

(2)当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- i) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、製品ならびにサービスに関するリスクおよび社内インフラに関するリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整える。
- ii) 当社は、コンプライアンスおよびリスク管理体制を統括するものとして、当社の代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置する。
- iii) 当社は、当社及びグループ会社全体の情報セキュリティガバナンスを統括するグローバル チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー(以下「CISO」)を設置する。
- iv) 情報の漏洩、盗難、紛失、破損、不正な改変等は、当社に甚大な損害と信用の失墜をもたらす。よって当社は情報セキュリティポリシー (Information Security Policy)、機密事項管理規程、危機管理ガイドライン、個人情報保護マニュアル等の規定に基づき、これらのリスク管理を行う。
- v) 不測の事態が発生した場合には、日本地域を担当する当社の取締役を危機管理責任者とする緊急対策室 (SWAT) を設置して迅速な対応を行い、クライアントを含めた損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(3)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を3ヶ月に1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜適時に開催する。当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項についてはエグゼクティブ・ミーティングでの議論の結果および定期的に行われる予算レビュー・プロセスを参考としつつその執行決定を行う。
- ii) 当社の取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程、エグゼクティブに関する規程等において、それぞれの責任者とその責任、執行手続きについて定める。

(4)当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i) 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、行動規範(Code of Conduct)、内部者取引管理規程等を定める。なお、行動規範(Code of Conduct)については、全ての当社グループ役員に対して年1回のAcknowledgmentを実施するものとする。
また、必要に応じて各担当部署において、各種ガイドライン等の策定、研修の実施を行うものとする。
- ii) 当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置し、内部統制システムの維持、向上を推進する。
- iii) 当社グループは、内部統制システムの推進責任者として、インターナル・コントロール・マネージャーを任命し、インターナル・コントロール・マネージャーを長とする実務担当メンバーを適宜任命のうえ、活動する。
- iv) 当社および当社子会社の取締役は当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに当社の監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- v) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報・報告体制を定める規程たるホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)に基づき、人事部および内部監査部 (Internal Audit Department) を責任部署としてその運用を行う。内部監査部長 (Internal Auditor) は該当事実の存否および内容を取りまとめ、四半期毎にCFOおよび監査役に、また必要に応じてCEOに報告を行う。但し緊急を要すると判断される事項はその都度報告する。
- vi) 当社の監査役は当社グループの法令遵守体制およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ (Whistle-blowing Report Procedure) の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来る。

(5)当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i) 当社グループ会社における業務の適正を確保するため、当社を含むグループ会社全社に行動規範(Code of Conduct) およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ (Whistle-blowing Report Procedure) を適用するとともに、関係会社管理規程に基づき業務執行に係るリスクの把握およびそれぞれの子会社の規模、事業内容等に応じた管理体制の構築を求め、定期的なそれらの内容を確認するものとする。
経営管理については、エグゼクティブに関する規程、関係会社管理規程、経理に関する管理及び権限規程 (Finance Control & Approval and Signature Authority) を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、エグゼクティブ・ミーティングでの討議や定期的に行われる予算レビュー・プロセスなどを通じモニタリングを行う。

-
- 当社および当社子会社の取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項、その他情報セキュリティを含むリスク管理上懸念のある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査役および取締役会に報告するものとする。
- ii) 当社およびグループ会社における財務報告の信頼性を確保する為、財務報告にかかる内部統制システムの運用を行う。
 - iii) 当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、子会社の取締役は当社の取締役会および監査役に報告するものとする。
当該報告を受けた当社の監査役は取締役会に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。
 - iv) 内部監査部長(Internal Auditor)は、適宜子会社に赴き業務執行の状況全般にわたってモニタリングを行う。
 - v) 当社の監査役は、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況について調査を行う。

(6)当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i) 当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人(以下、「監査役スタッフ」という。)を求めた場合、必要な員数および求められる資質等について、監査役と協議のうえ適切な人員を配置する。
- ii) 監査役スタッフを置くこととなった場合には、監査役スタッフの人事異動、人事考課等については監査役の意見を尊重した上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- iii) 監査役が必要とする場合には、監査役は所属長に通知の上、使用人に特定事項の監査業務等を指示することができる。この場合、当該指示を受けた使用人は、当該業務については通常業務の指揮命令系統には従わず監査役に報告を行う。
- iv) 当社および当社子会社の取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとする。

(7)当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- i) 当社の取締役は次に定める事項を当社の監査役に報告する。
 - ① エグゼクティブ・ミーティングで決議された事項
 - ② 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ③ 経営状況として重要な事項
 - ④ 内部統制の監査および整備・運用の状況および情報セキュリティを含むリスク管理に関する重要な事項

-
- ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ 会計方針の変更および導入に関する事項
 - ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

また、当社および当社子会社の使用人は②、④、⑤および⑦に関する重大な事実を発見した場合には、当社の監査役に直接報告することができるものとする。

- ii) 当社のグループ会社全社に適用される行動規範(Code of Conduct)およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について当社の監査役への適切な報告体制を確保する。
- iii) ホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)において、全ての報告を慎重に取扱い、報告をした者の秘匿について最大限の努力を払うべき旨を定め、また報告をした者が不利益取扱いを受けないことを明記する。

(8)当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- i) 監査役がその職務を遂行するために必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家の意見を求める事ができ、そのための費用を含む監査役の職務の執行に必要な費用の前払いまたは償還を会社に請求できるものとする。

(9)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 当社の代表取締役は当社の監査役と定期的に意見交換する機会を設定して意思の疎通を図るものとし、また、監査役の当社の事業内容に対する理解を深めるために、必要に応じて当社の使用人から担当業務に関する聴取の機会を設定する。
- ii) 内部監査を担当する監査部(Internal Audit Department)は、当社の監査役と定期的に内部監査結果について協議および意見交換を行い、情報交換および緊密な連携を図るものとする。
- iii) 当社の取締役は、当社の監査役が取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するためにコンプライアンス・セキュリティ委員会やエグゼクティブ・ミーティング等の重要な会議に出席する機会を確保する。
- iv) 当社の監査役は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めるとともに意見を述べるができるものとする。
- v) 当社は、社外監査役の選任にあたって、弁護士、公認会計士、税理士その他の外部専門家を招へいするよう努める。

当社は、上記に掲げた体制の整備をしておりますが、当該基本方針に基づき、以下のような取り組みを行っております。

- ① 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、行動規範(Code of Conduct)を定め、全ての当社グループ役職員に対して、年1回のAcknowledgmentを実施しております。
- ② コンプライアンスおよびリスク管理を統括する組織であるリスク管理室を事務局として、コンプライアンス・セキュリティ委員会を四半期に1回開催しております。また、コンプライアンス意識の維持・向上のため、当社の役職員を対象とした社内研修を年間スケジュールを組み、定期的に行っております。
- ③ 監査役、内部監査部門、内部統制部門および会計監査人は、定期的に当社および当社子会社を含めたグループ全体の内部統制システムの運用状況や監査結果について協議および意見交換を行い、緊密な連携を図ることにより、内部統制システムの運用状況の向上に努めております。
- ④ 監査役は、取締役会を始めとする重要な会議への出席や稟議書等の重要書類を閲覧する他、代表取締役、監査部長および監査役による四半期ごとのレビューミーティング、代表取締役と監査役との定期的な意見交換や取締役・使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取等を通じて、当社の事業内容についての理解を深め、監査の実効性を確保しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 40社

(2) 主要な連結子会社の名称

会	社	名
Trend Micro Incorporated	(台	湾)
Trend Micro Incorporated	(米	国)
Trend Micro Australia Pty.Ltd.	(オーストラリア)	
Trend Micro (EMEA) Limited	(アイルランド)	

Trend Micro Limited Liability Partnership (カザフスタン)及びVicOne Corporation(日本)を新規設立し、Anlyz Inc.(米国)及びAnlyz Cybersecure Private Limited(インド)を新規取得し連結の範囲に含めております。また連結子会社であったTrend Micro EMEA (GB) Limited(英国)及びSoocii Co., Limited(香港)については、清算したことにより、連結範囲から除外しております。

(3) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 2社

(2) 持分法を適用した関連会社の名称

General Mobile Corporation (英国領ケイマン諸島)

TXOne Networks Inc. (英国領ケイマン諸島)

(3) 持分法を適用していない非連結子会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

移動平均法による原価法

なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切り下げしております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として当社は定率法（ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 主として3～24年

工具、器具及び備品 主として2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間（12ヶ月）に基づく定額法

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（主に5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

見込有効期間に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員の賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～23年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場で円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 収益の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ソフトウェアライセンスにおける収益は、主にセキュリティ関連のソフトウェアライセンスの提供によるものであり、顧客とのライセンス契約に基づいてソフトウェアライセンスを提供する義務を負っております。

サポートサービスにおける収益は、主にセキュリティ関連製品のサポートサービスの提供によるものであり、顧客とのサポートサービス契約に基づいて当該サービスを提供する義務を負っております。

ハードウェアの提供における収益は、主にセキュリティ関連のハードウェア製品の販売によるものであり、顧客とのハードウェア販売契約に基づいてハードウェア製品を提供する義務を負っております。

当社から顧客に提供される財又はサービスの本質は、最新のコンピューターウイルスからの保護を顧客に提供することであり、顧客へのソフトウェアライセンスの提供、サポートサービスに含まれるソフトウェアのアップグレード等の提供及びハードウェア製品の提供は、それぞれ単独では、最新のコンピューターウイルスからの保護を顧客に提供できず、相互依存性・関連性が高いため、一体不可分の単一の履行義務となっております。

コンピューターウイルスからの顧客の保護は、顧客がソフトウェアライセンスの利用を開始してから契約期間に応じて提供されるため、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、その対価については、利用開始時点から契約期間にわたり均等に期間配分し、当連結会計年度に対応する額を収益計上しております。

また、これらの履行義務に対する対価は、契約における重要な金融要素は含んでおりません。

(7) のれんの償却に関する事項

のれんは、20年以内のその効果の発現する期間で均等償却しております。

(8) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(追加情報)

(誤謬の訂正について)

前連結会計年度にて当社のアメリカズ地域の子会社におきまして、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)の適用に関連した売上計上の誤りにより、繰延収益から取り崩された売上が過少に計上されておりました。

前連結会計年度の誤謬については、前連結会計年度の財政状態及び経営成績への影響は軽微であるため、当連結会計年度において一括して修正を行っております。

この結果、当連結会計年度の売上高、売上総利益、営業利益、経常利益が988百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が741百万円増加しております。

また当連結会計年度の(収益認識に関する注記)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報において、「アメリカズ」の外部顧客に対する売上高が988百万円増加しております。

(連結子会社について)

当社は、米国のリミテッドパートナーシップ形態の組織としてベンチャーキャピタル事業を営んでいるTrend Forward Capital I,L.P. (以後、TFI)に出資をしています。TFIの全ての議決権及び業務執行権限を保有しているのは2020年3月まで当社取締役であったワイエル・モハメド氏であり、一方当社は有限責任で経営参加資格のないリミテッドパートナーに過ぎず、TFIの経営への参加の権限及びその意思を持っておりません。しかしながら当社はTFIの出資総額の半分を超える額を拠出しており、またTFIの全ての議決権及び業務執行権限を保有しているワイエル・モハメド氏が「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号)における緊密な者とはならないことが証明できないため、同実務対応報告及び「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号)に従い、当社の連結範囲に含めております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 非上場株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式)	3,036百万円
投資有価証券評価損	822百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券の評価において、発行体の財政状態や業績の見通し、又は超過収益力の毀損の有無を基に判断をしております。市場の変化や予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における投資有価証券の評価において、重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	6,489百万円
減損損失	451百万円

縮小するオフィスの有形固定資産について減損損失を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、この単位は、主として会社単位であります。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	44,380百万円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産を計上するにあたり、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の見積りは将来減算一時差異等の解消スケジュールや貸借対照表日時点で適用されている税制や税率に基づいており、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類への影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形、売掛金及び契約資産の内訳	
売掛金	69,260百万円
2. 棚卸資産の内訳	
製品	6,057百万円
原材料	524百万円
貯蔵品	80百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	25,610百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 有価証券売却益に係る注記
当社の米国子会社であるTrend Forward Capital I,L.P.は、2023年10月に保有する投資有価証券の一部を売却いたしました。これにより、有価証券売却益3,374百万円を計上しております。
2. 退職給付費用に係る注記
人員削減に伴い、アメリカズ、欧州、アジア・パシフィックが特別損失に退職給付費用を計上しております。
3. リース解約損に係る注記
オフィス退去に伴い、アメリカズ、欧州、アジア・パシフィックが特別損失にリース解約損を計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 140,879,104株
自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度中の増加	当連結会計年度中の減少	当連結会計年度末
普通株式	1,649,820	3,793,757	224,900	5,218,677

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議 2023年3月28日定時株主総会
株式の種類 普通株式
配当金の総額 21,012百万円
1株当たり配当額 151円00銭
基準日 2022年12月31日
効力発生日 2023年3月29日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議 2024年3月28日定時株主総会
株式の種類 普通株式
配当の原資 利益剰余金
配当金の総額 100,117百万円
1株当たり配当額 738円00銭
基準日 2023年12月31日
効力発生日 2024年3月29日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 257,600株

付与者の退職に伴い失効し、経済的価値を失ったストック・オプションについては、個数の減少を順次認識しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備資金については基本的に自己資金を充当することとしており、余資は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権及び営業債務は為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、信用度の高い取引金融機関の債券等であり、市場価格の変動リスクと為替の変動リスクに晒されております。支払手形、買掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び各子会社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券の市場価格の変動リスクについては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部門において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスクを軽減しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	65,042	65,042	—
資産合計	65,042	65,042	—

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位 百万円)

区分	2023年12月31日
非上場株式	4,504

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	1,120	63,921	—	65,042
資産合計	1,120	63,921	—	65,042

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、社債は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	日本	アメリカズ	欧州	アジア・ パシフィック	計
売上高					
外部顧客に対する売上高	83,002	57,643	50,643	57,401	248,691
計	83,002	57,643	50,643	57,401	248,691

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

アメリカズ … 米国・カナダ・ブラジル・メキシコ

欧州 … アイルランド・ドイツ・イタリア・フランス・英国

アジア・パシフィック … 台湾・韓国・オーストラリア・中国・フィリピン・シンガポール・マレーシア・タイ・インド・UAE・エジプト

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）3. 会計方針に関する事項 (6)収益の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	63,614
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	69,260
契約負債（期首残高）	192,914
契約負債（期末残高）	211,532

顧客との契約から生じた債権は、主にソフトウェアライセンスとサポートサービス、ハードウェアの取引に係る顧客からの売掛金に関するものであり、連結貸借対照表上、流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております。なお、契約資産に該当はございません。連結貸借対照表上、流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております。

契約負債は、主にソフトウェアライセンスとサポートサービス、ハードウェアの取引に係る顧客からの前受収益に関するものであり、翌連結会計年度以降に充足する履行義務に対応するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。連結貸借対照表上、流動負債の「繰延収益」に含まれております。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、128,045百万円であります。

また、過去の期間に充足した履行義務から当期に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	136,500
1年超	75,031
合計	211,532

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,562円72銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 78円45銭 |

(企業結合に関する注記)

取得による企業結合

当社米国子会社及びインド子会社は、2023年2月15日付でAnlyz Inc.及びAnlyz Cybersecure Private Limitedの株式を取得しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称および取得した事業の内容

被取得企業の名称 Anlyz Inc.及びAnlyz Cybersecure Private Limited

取得した事業の内容 セキュリティオペレーションセンター向けセキュリティソリューションの提供

(2) 企業結合を行った主な理由

Anlyz Inc.及びAnlyz Cybersecure Private Limitedの買収により、当社のオーケストレーション、自動化、統合性などの強みが更に拡張され、顧客である法人組織やマネージドセキュリティサービスプロバイダは、運用効率、コスト効率、セキュリティの効果を向上することができるため、同社株式を取得することといたしました。

(3) 企業結合日

2023年2月15日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社米国子会社及びインド子会社による現金を対価とする資産の取得

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年2月16日から2023年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

(1) Anlyz Inc.

取得の対価	現金 (未払金を含む)	34百万USドル
取得原価		34百万USドル

(2) Anlyz Cybersecure Private Limited

取得の対価	現金	60百万インドルピー
取得原価		60百万インドルピー

4. 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザリー費用等 88百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

① Anlyz Inc.

2,805百万円

② Anlyz Cybersecure Private Limited

75百万円

(2) 発生原因

主に将来の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

(1) Anlyz Inc.

流動資産	97	百万円
固定資産	157	//
資産合計	254	//
流動負債	177	//
固定負債	-	//
負債合計	177	//

(2) Anlyz Cybersecure Private Limited

流動資産	27	百万円
固定資産	6	//
資産合計	33	//
流動負債	11	//
固定負債	0	//
負債合計	12	//

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 製品、原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法
なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建 物 3年～24年

工具、器具及び備品 3年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間（12ヶ月）に基づく定額法

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（主に5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

見込有効期間に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金……………従業員の賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。
- ② 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
 - (1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - (2) 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内である1年による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

4. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ソフトウェアライセンスにおける収益は、主にセキュリティ関連のソフトウェアライセンスの提供によるものであり、顧客とのライセンス契約に基づいてソフトウェアライセンスを提供する義務を負っております。

サポートサービスにおける収益は、主にセキュリティ関連製品のサポートサービスの提供によるものであり、顧客とのサポートサービス契約に基づいて当該サービスを提供する義務を負っております。

ハードウェアの提供における収益は、主にセキュリティ関連のハードウェア製品の販売によるものであり、顧客とのハードウェア販売契約に基づいてハードウェア製品を提供する義務を負っております。

当社から顧客に提供される財又はサービスの本質は、最新のコンピューターウイルスからの保護を顧客に提供することであり、顧客へのソフトウェアライセンスの提供、サポートサービスに含まれるソフトウェアのアップグレード等の提供及びハードウェア製品の提供は、それぞれ単独では、最新のコンピューターウイルスからの保護を顧客に提供できず、相互依存性・関連性が高いため、一体不可分の単一の履行義務となっております。

コンピューターウイルスからの顧客の保護は、顧客がソフトウェアライセンスの利用を開始してから契

約期間に応じて提供されるため、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、その対価については、利用開始時点から契約期間にわたり均等に期間配分し、当事業年度に対応する額を収益計上しております。

また、これらの履行義務に対する対価は、契約における重要な金融要素は含んでおりません。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、20年以内のその効果の発現する期間で均等償却しております。

6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	26,861百万円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	43,906百万円
短期金銭債務	37,190百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高

売上高	293百万円
業務委託料	28,297百万円
費用分担取引	29,137百万円
仕入高	972百万円

営業取引以外の取引高

受取配当金	129,904百万円
-------	------------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	5,218,677株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰延収益否認額	19,820百万円
無形固定資産償却超過額	3,492百万円
未払事業税否認額	284百万円
未確定債務否認額	652百万円
退職給付引当金繰入超過額	1,844百万円
その他の他	1,017百万円
繰延税金資産小計	27,113百万円
評価性引当額	△142百万円
繰延税金資産合計	26,970百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△109百万円
繰延税金負債合計	△109百万円
繰延税金資産の純額	26,861百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6 //
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△26.9 //
税額控除	△0.2 //
過年度法人税等	1.8 //
その他	0.6 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.5 %

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Trend Micro Incorporated (米国)	所 有 間接100%	コストシェアリング契約	費用分担取引の支払(注1)	4,808	未払金	2,048
子会社	Trend Micro (Ireland)Limited (アイルランド)	所 有 間接100%	コストシェアリング契約	費用分担取引の受取(注1)	20,676	未収入金	10,817
子会社	Trend Micro Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)	所 有 間接100%	コストシェアリング契約	費用分担取引の受取(注1)	13,269	未収入金	4,093
			資金の借入	資金の借入(注2)	8,429	子会社 短期借入金	8,429
子会社	Trend Micro Incorporated (台湾)	所 有 直接100%	研究開発業務等の委託	研究開発業務委託費用等の支払(注1)	15,157	未払金	2,594
			管理業務等の委託	管理業務委託費用等の支払(注1)	28,174	未払金	6,852
子会社	Trend Micro Netherlands B.V. (オランダ)	所 有 直接100%	資金の借入	資金の借入(注2)	7,854	子会社 短期借入金	7,854
子会社	Trend Micro DMCC (アラブ首長国連邦)	所 有 間接100%	資金の借入	資金の借入(注2)	5,672	子会社 短期借入金	5,672

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Trend Micro America Inc. (米 国)	所 有 直接100%	資金の貸付	資 金 の 貸 付 (注2)	28,364	子会社 短期貸付金	28,364

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 費用分担取引及び業務委託取引については、適切な取引価格にて行っております。

(注2) 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,348円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 961円84銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。